

手口を知って自分で防ぐ!

SNSをきっかけにした 消費者被害が急増 しています!

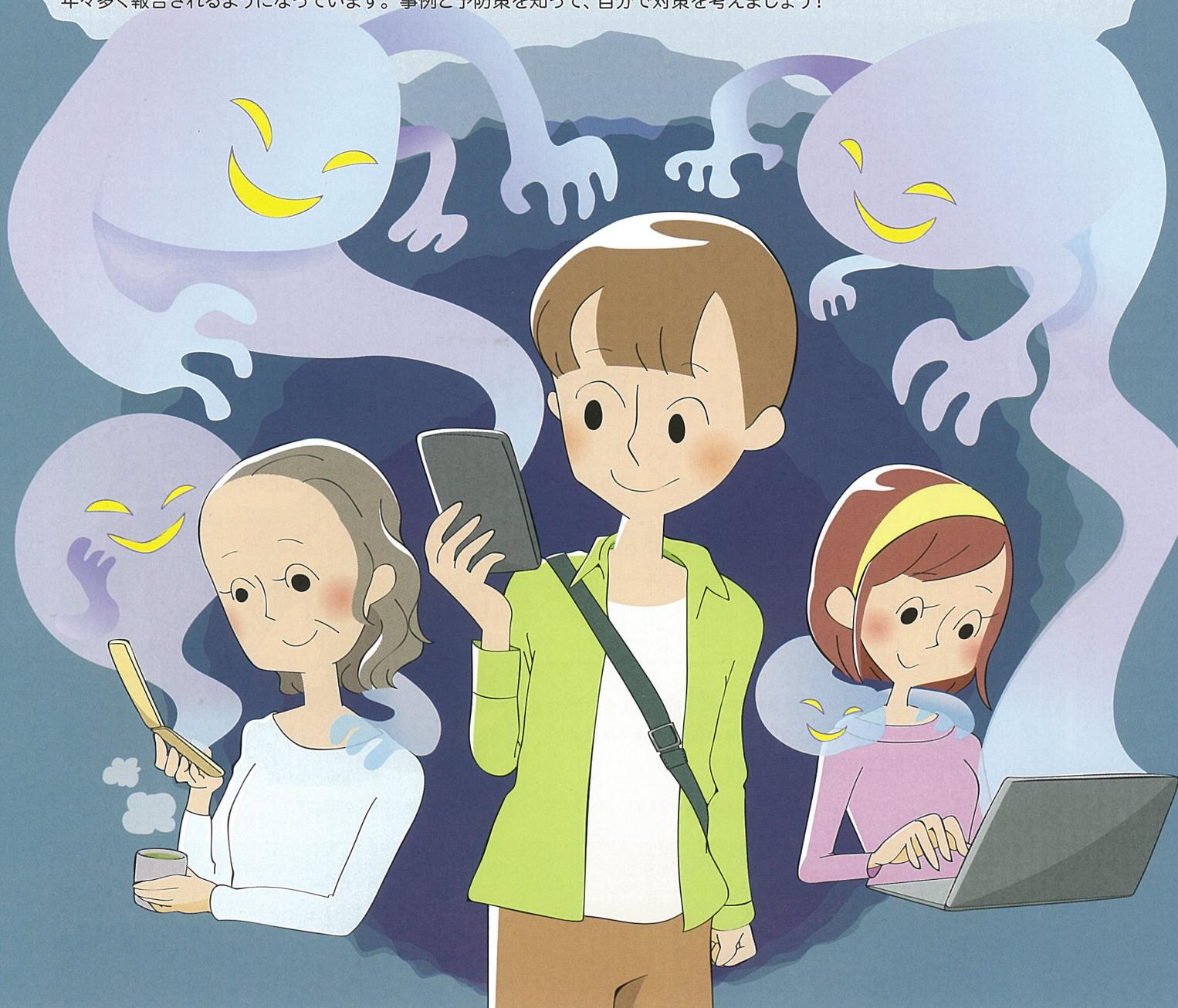
SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用する人が増えています。

SNSとは日記やメッセージ、写真の投稿などを通して友人や知らない誰かとインターネット上でつながって交流することを目的としたサービスの総称です。

普及に伴って、SNSをきっかけとした消費者トラブルに巻き込まれるケースが

年々多く報告されるようになってきました。事例と予防策を知って、自分で対策を考えましょう!

監修 東京経済大学教授/弁護士 村 千鶴子



里庄町企画商工課

SNSの「チケット売ります」で振り込み後にチケットが届かない

「人気アイドルのコンサートチケットを売ります」というSNSの投稿を見て、投稿主に連絡を取った。そして相手から提示された金額を、指定された口座に振り込んだ。しかしいつまで待ってもチケットは送られて来ず、その投稿主とも連絡が一切取れなくなってしまった。

こんな手口も！

届いた商品が汚損・破損していたり、偽物のブランド品だったり、そもそも商品が存在しないような悪質な事例もあります。



トラブル予防策

個人間での取引には最大限警戒する！

間に事業者が入らない個人間での売買取引には補償がなく、だまされてしまっても泣き寝入りするしかないケースが多く報告されています。どうしても利用する場合は、相手の氏名や住所を確認したり、代引きを利用したりするなど、できるだけ警戒しましょう。フリマアプリ等も個人間取引です。トラブルは基本的に当事者間で解決を図る必要があることを理解して利用しましょう。

SNSで知り合った人にマルチ商法に勧誘された！

いつも使っているSNSで知らない人から「友達になってほしい」という連絡があり、やりとりをしているうちに親しくなった。やがて会ってみることになり、何度か会ううちに「いいもうけ話がある」と連れて行かれた先は、マルチ商法^{*}の勧誘セミナーだった。

こんな手口も！

「ネットワークビジネス」「異業種交流会」「起業・自己啓発セミナー」といった名目で人を集めて怪しいもうけ話に勧誘する手口が多く報告されています。



^{*}マルチ商法とは、商品などを契約し、次は自分が買い手を探し、買い手が増えるごとに手数料が入るネズミ講式の取引です

トラブル予防策

見知らぬ人を簡単に信用しない！

共通の趣味などを持つ人とつながることができるのがSNSの魅力のひとつですが、それは同時に見知らぬ危険人物との接触を招くことを認識しておきましょう。素性の知れない相手を気安く信用したり、会ってみたりするのは非常に危険です。おかしいと思ったらすぐに関係を断ち切りましょう。

SNSで誘われたイベント会場で商品の勧誘を受けた!

SNSのグループ内で、人気商品のキャンペーン会場に行くと無料で粗品がもらえるというイベントに誘われた。行ってみると、そのまま複数のスタッフに囲まれて何時間も勧誘され、断りきれずに50万円もの宝石類を契約してしまったが、やっぱり契約をやめたい。

👁️ こんな手口も! -----

帰りたいといっても帰らせてもらえなかったり、お金がないというとローンを組ませたりする手口もあります。



トラブル予防策

勧誘・販売の目的を隠した呼び出しは禁止です!

勧誘が目的であることを告げずに呼び出したり、著しく有利な条件で契約ができるといった誘い文句で呼び出したりすることをアポイントメントセールスと言い、訪問販売の一形態として特定商取引法で規制されています。SNSのメッセージ機能などによって、消費者を営業所や特定の場所に呼び出した場合も同様で、契約後8日間はクーリング・オフが可能です。くわしくは消費生活センターにご相談ください。

SNSの広告でお試しサンプルを頼んだら定期購入になっていた!

SNSで「口コミで人気のサプリがお試し価格で購入できる」という広告を見て注文した。しかし商品が届いてみると1年間の定期購入になっていて、割引価格なのは初回だけで、あとは高額な料金がかかることがわかった。半年以上経過しないと解約できないと書かれていて困っている。

👁️ こんな手口も! -----

日本語の通販サイトでも、じつは海外事業者が運営していて、言葉が通じずにトラブルの解決が難しくなってしまうケースが増えています。



トラブル予防策

小さな注意書きを見逃さない!

注文をする前に契約内容や解約条件、返品可否や方法を確認しましょう。通信販売での定期購入は、金額や契約期間などを表示することが法律で義務づけられています。「初回限定価格」「お試し価格」といった広告には、ページ内の離れた箇所などに小さな文字で購入条件として、それが定期購入になることが記載されている悪質なケースもあります。よく確認しましょう。

🔊 SNSトラブル予防5か条



- 氏名や住所などの**個人情報**が**特定されないよう注意**しましょう
- 個人間での取引ではトラブルになっても補償がないので、**最大限の注意**を払きましょう
- SNSで知り合った人を簡単に**信用して会ったり**、知らない場所に付いて行ったりしてはいけません
- **絶対にもうかる、簡単に成功する**という話を信じてはいけません。**うまい話ほど警戒**しましょう
- 通販の**広告**では、返品や購入条件についての**注意書き**、**定期購入**になっていないかを必ず確認しましょう

SNSを使った呼び出しによる契約は解除できます！

販売・勧誘が目的であることを隠したまま、SNSを使って呼び出され、結ばされてしまった契約は、契約後8日間であればクーリング・オフ制度によって無条件で解除することができます。

おかしいな、困ったなと思ったら すぐ消費生活センターにご相談ください！

消費者ホットライン

☎ **188** (イヤヤ!)

お住まいの近くにある消費生活センターなどの相談窓口につながり、法律に基づいた交渉方法のアドバイスや専門機関のあっせんなど、問題解決のためのサポートを受けることができます。